

# ごみ収集予定カレンダー

(行野・大曾根・向井・南浦向井)

○燃やすごみ(火・金コース)

○資源化物(A地区)

(分別ステーションに出すもの)

[紙類・その他・カン類・ビン類⇒第1～第4月曜日] [資源プラスチック類⇒木曜日]



【問い合わせ先】尾鷲市クリンクルセンター ☎ 22-0605

尾鷲市清掃工場 ☎ 22-3245

★ごみ出しの詳細については分別ガイドブックをご覧下さい。

★袋に入らない可燃ごみは、小さく切って指定袋へ入れて下さい。

★清掃工場に持ち込む際には、指定袋へ入れないで下さい。

令和7年

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1 ごみ	2	3 資源プラ	4 ごみ	5
6 持込	7 紙類	8 ごみ	9	10 資源プラ	11 ごみ	12
13 その他	14	15 ごみ	16	17 資源プラ	18 ごみ	19
20 持込	21 カン類	22 ごみ	23	24 資源プラ	25 ごみ	26
27	28 ビン類	29 ごみ	30			

令和7年

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1 資源プラ	2 ごみ	3
4 持込	5 紙類	6 ごみ	7	8 資源プラ	9 ごみ	10
11 その他	12	13 ごみ	14	15 資源プラ	16 ごみ	17
18 持込	19 カン類	20 ごみ	21	22 資源プラ	23 ごみ	24
25	26 ビン類	27 ごみ	28	29 資源プラ	30 ごみ	31

令和7年

6月

日	月	火	水	木	金	土
1 持込	2 紙類	3 ごみ	4	5 資源プラ	6 ごみ	7
8 その他	9	10 ごみ	11	12 資源プラ	13 ごみ	14
15 持込	16 カン類	17 ごみ	18	19 資源プラ	20 ごみ	21
22 ビン類	23	24 ごみ	25	26 資源プラ	27 ごみ	28
29	30					

令和7年

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1 ごみ	2	3 資源プラ	4 ごみ	5
6 持込	7 紙類	8 ごみ	9	10 資源プラ	11 ごみ	12
13 その他	14	15 ごみ	16	17 資源プラ	18 ごみ	19
20 持込	21 カン類	22 ごみ	23	24 資源プラ	25 ごみ	26
27	28 ビン類	29 ごみ	30	31 資源プラ		

令和7年

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ごみ	2
3 持込	4 紙類	5 ごみ	6	7 資源プラ	8 ごみ	9
10 その他	11	12 ごみ	13	14 資源プラ	15 ごみ	16
17 持込	18 カン類	19 ごみ	20	21 資源プラ	22 ごみ	23
24 ビン類	25	26 ごみ	27	28 資源プラ	29 ごみ	30
31						

令和7年

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1 紙類	2 ごみ	3	4 資源プラ	5 ごみ
7 持込	8 その他	9 ごみ	10	11 資源プラ	12 ごみ	13
14 持込	15 カン類	16 ごみ	17	18 資源プラ	19 ごみ	20
21 持込	22 ビン類	23 ごみ	24	25 資源プラ	26 ごみ	27
28	29	30 ごみ				

## ※回収拠点に出すごみ

### 回 収 品 目

紙パック、ペットボトル、白色発泡トレイ、乾電池、蛍光管  
(分別ステーションには出せません)

### ※清掃工場に持ち込まなければならないごみ

大きさ制限を超える大型ごみ(あおむね四方が50cm、重さが10kgを超えるごみ)

※月～金(祝日除く) 9:00～16:00 ※第1・第3日曜日 9:00～15:00

※ごみを持ち込む際には、あらかじめ分別してお持ち込み下さい。

(分別されていないと引き取れない場合があります)

### ※リサイクルできる家具等の回収

使用可能な家具等の場合、クリンクルセンターへ予約すれば、係員がお伺いして引き取れる物かどうかの判断の上、無料で回収いたします。

※回収した家具等は、リサイクル品として同センターで配布します。

※引き取り不可の場合はご自身で廃棄していただきます。

### 大量のごみについて

大量のごみ(草木などを含む)が出る場合は、回収場所に出さずに清掃工場に持ち込んで下さい。また、持ち込む際は事前に清掃工場へ連絡して下さい。

ごみ出し三原則を守りましょう ■決められた日に(朝8時まで) ■決められたものを(分別して) ■決められた場所へ出しましょう

【問い合わせ先】尾鷲市クリンクルセンター ☎ 22-0605

尾鷲市清掃工場 ☎ 22-3245

★ごみ出しの詳細については分別ガイドブックをご覧下さい。

★袋に入らない可燃ごみは、小さく切って指定袋へ入れて下さい。

★清掃工場に持ち込む際には、指定袋へ入れないで下さい。

令和7年10月～令和8年3月分については、ウラ面に掲載されています。

# ごみ収集予定カレンダー

(行野・大曾根・向井・南浦向井)

○燃やすごみ(火・金コース) ←1月2日を除く

○資源化物(A地区)

(分別ステーションに出すもの) 【紙類・その他・カン類・ビン類⇒第1～第4月曜日】

【資源プラスチック類⇒木曜日】 ←1月1日を除く



【問い合わせ先】 尾鷲市クリンクリンセンター ☎22-0605

尾鷲市清掃工場 ☎22-3245

★ごみ出しの詳細については分別ガイドブックをご覧下さい。

★袋に入らない可燃ごみは、小さく切って指定袋へ入れて下さい。

★清掃工場に持ち込む際には、指定袋へ入れないで下さい。

令和7年

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
				資源プラ	ごみ	
5 持込	6 紙類	7 ごみ	8	9 資源プラ	10 ごみ	11
12 その他	13 ごみ	14 ごみ	15	16 資源プラ	17 ごみ	18
19 持込	20 カン類	21 ごみ	22	23 資源プラ	24 ごみ	25
26	27 ビン類	28 ごみ	29	30 資源プラ	31 ごみ	

令和7年

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 持込	3 紙類	4 ごみ	5	6 資源プラ	7 ごみ	8
9	10 その他	11 ごみ	12	13 資源プラ	14 ごみ	15
16 持込	17 カン類	18 ごみ	19	20 資源プラ	21 ごみ	22
23	24 ビン類	25 ごみ	26	27 資源プラ	28 ごみ	29
30						

令和7年

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1 紙類	2 ごみ	3	4 資源プラ	5 ごみ	6
7 持込	8 その他	9 ごみ	10	11 資源プラ	12 ごみ	13
14	15 カン類	16 ごみ	17	18 資源プラ	19 ごみ	20
21 持込	22 ビン類	23 ごみ	24	25 資源プラ	26 ごみ	27
28	29	30 ごみ	31			

令和8年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 3
4 持込	5 紙類	6 ごみ	7	8 資源プラ	9 ごみ	10
11	12 その他	13 ごみ	14	15 資源プラ	16 ごみ	17
18 持込	19 カン類	20 ごみ	21	22 資源プラ	23 ごみ	24
25	26 ビン類	27 ごみ	28	29 資源プラ	30 ごみ	31

年始のため、収集日・持ち込み日に注意して下さい。

清掃工場へのごみの持ち込みは1月4日からです。

令和8年

2月

日	月	火	水	木	金	土
1 持込	2 紙類	3 ごみ	4	5 資源プラ	6 ごみ	7
8	9 その他	10 ごみ	11	12 資源プラ	13 ごみ	14
15 持込	16 カン類	17 ごみ	18	19 資源プラ	20 ごみ	21
22	23 ビン類	24 ごみ	25	26 資源プラ	27 ごみ	28

令和8年

3月

日	月	火	水	木	金	土
1 持込	2 紙類	3 ごみ	4	5 資源プラ	6 ごみ	7
8	9 その他	10 ごみ	11	12 資源プラ	13 ごみ	14
15 持込	16 カン類	17 ごみ	18	19 資源プラ	20 ごみ	21
22	23 ビン類	24 ごみ	25	26 資源プラ	27 ごみ	28
29	30	31 ごみ				

## ※回収拠点に出すごみ

### 回 収 品 目

紙パック、ペットボトル、白色発泡トレイ、乾電池、蛍光管  
(分別ステーションには出せません)

### ※清掃工場に持ち込まなければならないごみ

大きさ制限を超える大型ごみ(あおむね四方が50cm、重さが10kgを超えるごみ)

※月～金(祝日除く) 9:00～16:00 ※第1・第3日曜日 9:00～15:00

※ごみを持ち込む際には、あらかじめ分別してお持ち込み下さい。

(分別されていないと引き取れない場合があります)

### ※リサイクルできる家具等の回収

使用可能な家具等の場合、クリンクリンセンターへ予約すれば、係員がお伺いして引き取れる物かどうかの判断の上、無料で回収いたします。

※回収した家具等は、リサイクル品として同センターで配布します。

※引き取り不可の場合はご自身で廃棄していただきます。

### 大量のごみについて

大量のごみ(草木などを含む)が出る場合は、回収場所に出さずに清掃工場に持ち込んで下さい。また、持ち込む際は事前に清掃工場へ連絡して下さい。

ごみ出し三原則を守りましょう ■決められた日に(朝8時まで) ■決められたものを(分別して) ■決められた場所へ出しましょう

### ×市が取り扱わないごみ

下記に該当するものについては、販売店や処理業者等に相談して下さい。

●爆発性、引火性、毒性、危険性、著しく悪臭を発するもの、特別一般廃棄物、廃棄物の処理を著しく困難にするもの、市の処理施設の機能に支障を生じるもの

●産業廃棄物であるもの

●法律(家電リサイクル法、オートバイリサイクル法)などにより処理過程が義務付けされているもの

●適正処理困難物に指定されているもの

### 適正処理困難物の品目

スプリングマット、タイヤ、単車、FRP製のもの、ガレキ類(断熱材、土砂など、又はそれらが含まれるもの)、農薬・劇薬及び農薬・劇薬の容器、消火器、注射器、ソーラー設備等の室外設置型設備(灯油ボイラーも含む)、木(直径30cm以上、長さ2m以上のもの)、業務用製品、バッテリー、ボンベ類、建築廃材(リフォームを含む)

木及び日曜大工等で発生する程度の木材・廃材に限っては、事前に持ち込まれる量・日時を清掃工場に確認の上、持ち込むことが可能です。

令和7年4月～令和7年9月分については、オモテ面に掲載されています。